「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

【平成17年4月1日施行】

土木部技術管理課

「安ければ安いほどよい」という誤った風潮

「誰でも公平に参加出来るのが良い 入札」という誤った風潮

厳しい財政事情の下、建設投資額が減少

物品の購入とは異なり、施工者の技術力に より品質が左右される

公共工事を取り巻く現状

品質低下の懸念

ダンピング受注の急増

施工不良や工事の安全性の低下等

体制が脆弱な発注者

法の目的 3つのポイント

公共工事の品質確保に関する基本理念 及び発注者責務の明確化

【基本理念】(第3条第1項)

・国、地方公共団体の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たす。

【発注者の責務】(第6、7条)

- ・発注関係事務を適正に実施
- ・工事成績評定資料等の保存
- ・必要な職員の配置と体制の整備
- ・職員の技術力の向上

「価格のみの競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換

- ・調査及び設計の品質確保(第3条)
- ・工事の経験等、技術的能力に関する事項を審査 (第11条)
- ・技術提案を求めるよう努力(第12条)

発注者をサポートする仕組みの明確化

【発注者の支援】(第15条)

- ・外部機関の活用による発注者支援
- ・国、都道府県は発注関係事務を適切に実施する者を育成

等

「基本方針」に基づき、各発注者は必要な措置を講じる。(第9条)

・発注関係事務の強化

- ・工事現場監督、検査業務の強化
- ・総合評価落札方式の導入
- ・市町村に対する指導及び支援

一括下請け等の不正を未然に防止

ペーパーカンパニー等の不良不適確 業者の排除

施工不良や工事の安全性の低下防止

品質確保の促進の意義

談合が行われに〈い環境の整備

工事目的物の環境改善への寄与、長寿

命化、工期短縮等の施工効率化等

基本的方針

施策を総合的に推進

発注者責務の明確化

- ・発注関係事務の適切な実施
- ・工事監督、検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

など

発注関係事務の環境整備に関する事項

「価格のみの競争」から「価格と品質で 総合的に優れた調達」への転換

- ・技術的能力の審査の実施に関する事項
- ・技術提案の審査・評価の実施に関する事項
- ・中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項
- ・調査及び設計の品質確保に関する事項

発注者をサポートする仕組みの明確化

・発注関係事務を適切に実施できる者の活用

施策の進め方

- 有資格業者名簿作成時における資格審査
- (工事成績評定結果の活用)
- ·検査等の技術基準策定
- ・工事成績評定の実施
- ・工事成績評定のデータベース化と相互活用
- ・段階的な施行状況の確認

- ・総合評価方式の要領等の作成
- ・総合評価方式の評価項目・評価基準の審査
- ・総合評価審査委員会の設置

- ・技術提案の評価結果及び落札結果の公表
- ·調査·設計業務の技術提案を求める入札契約方式採用
- ・調査・設計業務の成績評定の実施 など

情報交換・連携強化

市町村への研修会の実施

・必要な情報の収集及び提供

建設総合技術センター等の活用

など

栃木県公共工事品質確保推進協議会(仮称)の設立